

昭和 58 年 4 月 1 日

土木・下水道・公園
港湾・交通・水道 局長殿

経 理 局 長

「土木関係請負工事出来高査定
運用基準」制定について

このたび、標題の運用基準を別添のように定め、昭和 58 年 4 月 1 日以降に出来高査定を行う工事から適用することにしたので通知します。

〔別 添〕

土木関係請負工事出来高査定運用基準

1. 出来高金額は、数量明細書の内訳に合わせた出来高数量に、単価を乗じて算出するものとする。
2. 出来高数量の算出は、原則として別表の「請負工事出来高認定率」によるものとする。
3. 出来高数量が契約数量を超えている場合（以下超過数量という）で、単価が変わらないものは、その出来高数量まで認定することが出来る。但し、次に示す範囲内において実施することとする。
 - ① 各工種毎の超過数量が、当該工種に係る当初契約数量の 20%を超えないこと。
 - ② 各工種の認定額の合計が契約金額を超えるときは、契約金額未満の額において実施すること。
 - ③ 各工種毎の超過数量で 20%を超える工種がある場合、当該工種については 20%を限度として認定することができる。20%を超える部分については設計変更をしたうえでこれを認定することができる。
4. 共通仮設費の認定について、指定仮設等で数量の明らかなものは、直接工事費の算出に習って認定するものとする。共通仮設費で数量明細書が一式となっているものについては、直接工事費出来高比率を乗じた額以内とする。
5. 現場管理費、一般管理費の認定については、純工事費（又は直接工事費）の出来高率を乗じた額以内とする。

上記 4・5 項における純工事費（又は直接工事費）の出来高率は、次式によるものとする。

$$\text{純工事費（又は直接工事費）の出来高率} = \frac{\text{出来高の純工事費（又は直接工事費）}}{\text{純工事費（又は直接工事費）}} \times 100 (\%)$$

6. その他

- (1) 出来高認定について率計算を用いる場合にあっては、各局の取扱いの実情に応じて必要とする位まで求め、以下は切捨てるものとする。
- (2) 出来高に関し、前各項により難しいもの又は疑義の生じたものは、検査担当課及び主管課と合議のうえ、経理局と協議するものとする。

(別表)

請負工事出来高認定率

工 種	出 来 形 状 況		備 考
コンクリート	打込完了検査済	100%以内	所要強度が確認されたもの、又は十分推定できるもの。(生コンは伝票確認等で強度を推定することとしてもよい。)
鉄 筋	現場に搬入し、折曲げ加工検査済 組立完了検査済	70%以内 100%以内	運用については各局で決定する。 運用については各局で決定する。 但し、原則としてコンクリート打設済とする。
各種杭打工	現場に搬入し、加工検査済 施工完了検査済 (鋼矢板等殺し) 施工完了検査済	60%以内 100%以内 100%以内	
締切工・棧橋 覆工板等の指定 仮設工	(矢板等貸与の場合) 打込(設置)完了検査済 撤去完了、返納、検査済 (矢板等業者持の場合) 打込(設置)完了検査済 撤去完了検査済	60%以内 100%以内 70%以内 100%以内	運用については各局の査定基準によるが、左記の値を限度とする。 (注) 設置、撤去、損料などが独立工種の場合は、それぞれの工種完了検査済をもって、当該工種の出来高を 100%と認める。なお、損料については、本体の出来高率による。
型 枠	コンクリートの打設完了検査済後所定の初期養生が行われ、型枠が完全に脱型されたもの。 ただし、型枠が一式工事の内に含まれている場合はコンクリートの出来高率による。	100%以内	
特別仕様の鋼 製品及びコン クリート製品	現場着検査のもの(単独工種) 工場製作仮組立検査済 工場製作完了検査済	100%以内 80%以内 100%以内	できるだけ保証制度を取り入れ下欄を適用すること。 保証制度を取り入れた場合 (鋼桁、鉄筋、P桁、鋼管、 鋼矢板、水道鋼管、铸铁管、 セグメント等)
盛 土	出来高確認済(流出のおそれのないもの) 施工完了検査済(土留、法面保護等完了済のもの)	80%以内 100%以内	
足場、支保工	設置完了検査済 撤去完了検査済 但し、仮設工事一式の場合、全体工事の出来高率による。	60%以内 100%以内	